

第1号議案

令和元年広島県議会9月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

令和元年広島県議会9月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

令和元年9月13日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案される議案

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例案……………P 5～16
- (2) 広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案……………P 17～22
- (3) 令和元年度教育委員会関係補正予算案……………P 23～27

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係条例の整備に関する条例（概要）

1 趣 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）により成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置が見直されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備する。

《整備法の概要》

成年被後見人等の権利に係る制限（たとえば、許可等の欠格条項として成年被後見人等であることが定められているもの）が設けられている法律（約180の法律）について、規定の見直しを行っているが、その内容は大きく次の2つに分けられる（一部文言整理や規定整理などもある。）。

①現行の欠格条項を単純に削除するもの（約40の法律）

②現行の欠格条項を削除するとともに、併せて個別審査規定を整備するもの（約130の法律）

※1 ①については、現行制度において、採用時・就任時に試験等により適格性が判断されており、その後心身の故障等により職務を行うことが難しくなった場合にも、病気休職、分限、登録取消などの規定が既に整備されているため単純に欠格条項が削除された。

※2 個別審査規定の一例（自然公園法）

改正前	改正後
自然公園法第25条第3項 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一 未成年者、成年被後見人又は保佐人 二一五 （略）	自然公園法第25条第3項 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一 未成年者 二 <u>心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として環境省令で定める者</u> 三一六 （略）

2 関係条例の改正内容

条番号	条 例 名	改 正 の 内 容
1	職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）	成年被後見人等に該当する者となったことが地方公務員の失職事由から除かれたことなどに伴う関係規定の整理
2	職員の退職手当に関する条例（昭和29年広島県条例第2号）	
3	特別職の退職手当に関する条例（昭和34年広島県条例第1号）	引用条項等の整理
4	広島県立自然公園条例（昭和34年広島県条例第41号）	指定認定機関の欠格条項の見直しに伴う関係規定の整備
5	広島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年広島県条例第17号）	年金管理者の欠格条項の見直しに伴う関係規定の整備
6	広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号）	土砂埋立行為の許可に係る申請者の欠格条項の見直しに伴う関係規定の整備
7	広島県歡樂的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成18年広島県条例第4号）	風俗案内業を行うことができる者の欠格事由の見直しに伴う関係規定の整備

※ 1～3が教育委員会が関係する条例

3 施行期日

令和元年12月14日

※ 整備法において、地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なものについては、原則として公布の日から6月を経過した日（令和元年12月14日）から施行するとされているため。

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正について

1 趣旨

経済的理由により修学に困難がある高等学校等に入学しようとしている者に対して、入学に必要な経費の一部について、5万円、10万円又は15万円のうち希望する額を貸し付ける奨学金を新設するため、必要な改正を行う。

2 現行制度の課題

教育の機会均等を図るため、各学校段階において、国、県、市町は、経済的に困難な状況にある家庭に対して、経済的な支援を行っている。

小・中学校段階においては、市町が従来から在学中の経済的支援（就学援助）を行っているが、入学に係る費用への支援について、近年入学前に支給を行う市町が増加している。

また、高等教育段階（大学生等）においては、令和元年5月17日付で公布された「大学等における修学の支援に関する法律」により、令和2年4月から、授業料等の減免や給付型奨学金制度が創設され、入学時・在学時の経済的支援の充実が図られることとなった。

一方、高等学校段階においては、就学支援金や奨学給付金、広島県高等学校等奨学金貸付条例（以下「条例」という。）による修学奨学金により、在学中の経済的支援を行っているが、入学に係る費用については対応できておらず、切れ目のない経済的支援が行えていない状況にある。

3 改正の内容

入学準備金貸付制度の新設 ※詳細は別紙「広島県高等学校等奨学金の概要」のとおり

対 象	高等学校等（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程）
対象者	(1) 高等学校等に入学しようとしているものであること。 (2) 保護者等が広島県内に住所を有すること。 (3) 経済的理由により修学が困難であること。 (4) 学習状況が良好であること。 (5) 同種の奨学金等を借り受けていないこと。
金 額	5万円、10万円、15万円のうち選択した額 ※ いずれも無利息
貸付時期	入学前（中学校等3年生の2～3月）
償還等	修学奨学金と同じ
対象見込	700名程度

4 入学準備金の財源

広島県高等学校等奨学金特別会計を財源とする。 ※ 令和元年9月補正予算に計上(108,168千円(事務費含む))

5 スケジュール(入学準備金)

9月	12月	1月	2～3月
制度周知、募集開始	審査、内定通知	必要書類提出	(合格発表後) 合格報告書等の提出、貸付

※ 初年度は、9月定例会における条例改正及び補正予算議決後（10月）の制度周知、募集開始となる。

6 施行期日

公布の日から施行し、令和2年度以降に高等学校等に入学しようとしている者から貸し付ける。

広島県高等学校等奨学金の概要

別紙

高等学校等：高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程をいう。

	入学準備金(9月補正予算要求)	修学奨学金													
1実施主体	広島県														
2目的	経済的理由により入学が困難であると認められる中学校等3年生等を対象に、入学に必要な経費の一部を貸し付ける。(貸付金)	経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学に必要な経費の一部を貸し付ける。(貸付金)													
3貸付対象	中学校等3年生等	高校生等													
4要件	入学前		在学中												
	(1) 高等学校等に入学しようとしていること。 (2) 保護者等が広島県内に住所を有すること。 (3) 経済的理由により修学に困難がある者として規則で定める基準に該当するものであること。		(1) 高等学校等に在学していること。 (2) 保護者等が広島県内に住所を有すること。 (3) 経済的理由により修学に困難がある者として規則で定める基準に該当するものであること。												
	【収入基準の目安】														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3人世帯 父・母・本人</th> <th>4人世帯 父・母・本人・中学生</th> <th>5人世帯 父・母・本人・中学生・小学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与収入のみ</td> <td>576万円</td> <td>665万円</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>事業所得のみ</td> <td>229万円</td> <td>291万円</td> <td>337万円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	3人世帯 父・母・本人	4人世帯 父・母・本人・中学生	5人世帯 父・母・本人・中学生・小学生	給与収入のみ	576万円	665万円	730万円	事業所得のみ	229万円	291万円
区分	3人世帯 父・母・本人	4人世帯 父・母・本人・中学生	5人世帯 父・母・本人・中学生・小学生												
給与収入のみ	576万円	665万円	730万円												
事業所得のみ	229万円	291万円	337万円												
	(4) 学習状況が良好であること。	(4) 学習状況が良好であること。													
5貸付額	(国公立, 自宅・自宅外とも) 5万円, 10万円, 15万円のうち選択した額 ※ いずれも無利息	(国公立) 18,000円/月 (私立) 30,000円/月 ※ いずれも無利息, 自宅外の場合, 5千円を加算													
6貸付時期	○入学前(一括)	○貸付開始月から奨学金が在学する高等学校等の修業年限の終わる月まで(毎月) (貸付決定後, 毎年度現況報告により審査し継続決定)													
7募集	○予約募集(中学校等3年生対象)[前年度9月]	○予約募集(中学校等3年生対象)[前年度9月] ○在学募集(在学生対象)[4月] ○緊急募集(家計が悪化した者を対象)[随時]													
8償還等	○卒業する月の翌月等から起算して6月の据置期間経過後, 貸付総額に応じた期間内(最長10年)に償還	○貸付期間が満了する月の翌月等から起算して6月の据置期間経過後, 貸付総額に応じた期間内(最長10年)に償還													
9保証人	○2人の連帯保証人が必要 ・県内に住所を有し, かつ, 成年者であること(知事がやむを得ない事情があると認めるときは, 県内に住所を有することを要しない) ・2人のうち1人は申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないこと ・申請者が未成年者の場合, 保証人の1人は当該者の親権者又は未成年後見人														
10償還の猶予	○次のいずれかに該当する場合, 償還を1年間猶予できる。(猶予期間経過後も当該事実が継続する場合は, 猶予期間の延長可) ・災害で損害を被ったため償還が困難と認められるとき ・長期の傷病等で償還が困難と認められるとき ・高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき ・その他知事が特に必要と認めるとき														
11償還の免除	○次のいずれかに該当する場合, 償還金の全部又は一部を免除できる。 ・奨学金が死亡したとき ・奨学金が心身の障害で労働能力を喪失し, 又は労働能力に高度の制限を受けたとき ・その他知事が特に必要と認めるとき														

令和元年9月定例会 高等学校等奨学金特別会計補正予算の概要
 《教育委員会関係抜粋》

1 提案事項

(1) 歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
高等学校等 奨学金収入	262,629	108,168	370,797	前年度繰越金107,819 雑入349
教育委員会計	262,629	108,168	370,797	

(2) 歳出

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
高等学校等 奨学金	262,629	108,168	370,797	高等学校等入学準備金108,168
教育委員会計	262,629	108,168	370,797	

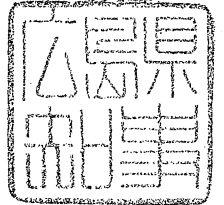
【要求内容】

- 高等学校等入学準備金 108,168千円
 経済的に困難な状況にある生徒に対する、高等学校等入学準備に係る経費の貸付
 対象：経済的に困難な状況にある生徒
 (規則で定める基準に該当するもの、修学奨学金と同基準)
 貸付額：5万円、10万円、15万円のうち選択した額(いずれも無利息)
 対象者数：700名程度

令和元年 8 月 15 日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(人事課)



成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係条例の整備に関する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の
整備に関する条例

なお、この整備条例により改正する予定の条例は 7 つあり、その内、貴委員会の意見を求めるのは人事課所管に係る次の 3 つの条例です。

- ・ 職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 22 号）
- ・ 職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年広島県条例第 2 号）
- ・ 特別職の退職手当に関する条例（昭和 34 年広島県条例第 1 号）

2 条例案を提出する議会

令和元年広島県議会 9 月定例会

県第 号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和元年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化
等を図るための関係条例の整備に関する条例案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化
等を図るための関係条例の整備に関する条例

(職員^一の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員^一の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、人事委員会規則で定める日(以下「期末手当支給日」という。)に支給する。これらの期末手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>216 (略)</p> <p>第十八条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員</p> <p>三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、人事委員会規則で定める日(以下「期末手当支給日」という。)に支給する。これらの期末手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>216 (略)</p> <p>第十八条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。これらの勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2-5 (略)

(退職者の給与)

第二十一条 (略)

2-6 (略)

7 第二項ただし書又は第三項の規定の適用を受ける職員が、第二項ただし書又は第三項に規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。これらの勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2-5 (略)

(退職者の給与)

第二十一条 (略)

2-6 (略)

7 第二項ただし書又は第三項の規定の適用を受ける職員が、第二項ただし書又は第三項に規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計算)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十七条第二項に規</p>	<p>(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計算)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十七条第二項に規定する</p>

定する基準をいう。)において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該一般地方独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に連算することと定めているものに限る。以下「指定一般地方独立行政法人」という。)若しくは地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。) (退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該地方公社に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に連算することと定めているものに限る。以下「指定地方公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)又は公庫等職員(以下「指定一般地方独立行政法人等職員」という。)が指定一般地方独立行政法人、指定地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の指定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3-5 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十二条 (略)

一 (略)

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

附 則

11. (略)

・ 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者

基準をいう。)において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該一般地方独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に連算することと定めているものに限る。以下「指定一般地方独立行政法人」という。)若しくは地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。) (退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該地方公社に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に連算することと定めているものに限る。以下「指定地方公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)又は公庫等職員(以下「指定一般地方独立行政法人等職員」という。)が指定一般地方独立行政法人、指定地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の指定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3-5 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十二条 (略)

一 (略)

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

附 則

11. (略)

・ 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者

として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）」

とする。

として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）」

とする。

(特別職の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給制限等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第九条の二第八項の規定による失職（同法第十六條第一号に該当する場合を除く。）又はこれらに準ずる退職をした者</p> <p>2 (略)</p> <p>一 特別職が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和三十二年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>	<p>(退職手当の支給制限等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第九条の二第八項の規定による失職（同法第十六條第二号に該当する場合を除く。）又はこれらに準ずる退職をした者</p> <p>2 (略)</p> <p>一 特別職が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和三十二年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>

5.3.4 (略)
一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

6.7 (略)
一 (略)

二 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

9 (略)
一 (略)

二 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき

10 (略)

退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

(略)

5.3.4 (略)
一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

6.7 (略)
一 (略)

二 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

9 (略)
一 (略)

二 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき

10 (略)

退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

(略)

(広島県立自然公園条例の一部改正)

第四条 広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(指定認定機関)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4 1 6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第十四条第三項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(指定認定機関)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四・五 (略)</p> <p>4 1 6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第十四条第三項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

(広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第五条 広島県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年広島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(年金管理者)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>3 1 7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(年金管理者)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 成年被後見人、被保佐人又は被補助人</p> <p>二 破産者であつて復権を得ないもの</p> <p>3 1 7 (略)</p>

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第六条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の基準等) 第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 心身の故障により土砂埋立行為を適正に行うことができない者として規則で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ又 (略)</p> <p>二六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(許可の基準等) 第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ又 (略)</p> <p>二六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正)

第七条 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例 (平成十八年広島県条例第四号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事由) 第四条 (略)</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二五 (略)</p> <p>六 心身の故障により風俗案内の業務を適正に実施することができない者として広島県公安委員会規則 (以下「公安委員会規則」という。) で定めるもの</p> <p>七 (略)</p> <p>八 法人で、その役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) 又は相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者 (以下「役員等」という。) のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(届出) 第五条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内を開始する日の十日前までに当該事業所ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を広島県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) に届け出なければならない。</p>	<p>(欠格事由) 第四条 (略)</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 法人で、その役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) 又は相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者 (以下「役員等」という。) のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(届出) 第五条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内を開始する日の十日前までに当該事業所ごとに、広島県公安委員会規則 (以下「公安委員会規則」という。) で定めるところにより、次に掲げる事項を広島県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) に届け出なければならない。</p>

2・3 (略)
2・3 (略)

2・3 (略)
2・3 (略)

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置が見直されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化 等を図るための関係条例の整備に関する条例

人 事 課
自然環境課
障害者支援課
森林保全課
警察本部

一 改正の要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置が見直されたことなどを踏まえ、次のとおり関係条例の規定を整備する。

条 例 名	改 正 の 内 容
職員の給与に関する条例	成年被後見人等に該当する者となつたことが地方公務員の失職事由から除かれたことなどに伴う関係規定の整理
職員の退職手当に関する条例	
特別職の退職手当に関する条例	引用条項等の整理
広島県立自然公園条例	指定認定機関の欠格条項の見直しなどに伴う関係規定の整備
広島県心身障害者扶養共済制度条例	年金管理者の欠格条項の見直しなどに伴う関係規定の整備
広島県土砂の適正処理に関する条例	土砂埋立行為の許可に係る申請者の欠格条項の見直しなどに伴う関係規定の整備
広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例	風俗案内業を行う者の欠格事由の見直しに伴う関係規定の整備

二 施行期日

令和元年十二月十四日

三 根拠法令

1 地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは

書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

3 地方公営企業法

第三十八条

④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

4 自然公園法

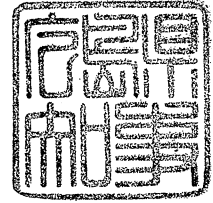
第七十二条

② 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し認定関係事務の実施のため必要がある場合に、都道府県知事が第二十五条から第三十一条までの規定の例により指定認定機関を指定し、当該指定認定機関に認定関係事務を行わせることができる旨を定めることができる。

令和元年 8 月 28 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正について（照会）

別紙のとおり、広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成 14 年広島県条例第 5 号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第〇号議案

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年九月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、<u>経済的理由により高等学校等における修学</u>に困難がある者に対し<u>修学上必要な学資金の一部</u>（以下「<u>修学奨学金</u>」<u>という。</u>）又は<u>入学に必要な経費の一部</u>（以下「<u>入学準備金</u>」<u>という。</u>）を、<u>高等学校等に在学する者で留学を行うもの</u>に対し<u>留学に必要な経費の一部</u>（以下「<u>留学奨学金</u>」<u>という。</u>）を貸し付けることにより、<u>勉学意欲のある者の教育を受ける機会</u>の拡充を図り、<u>もって有為な人材を育成すること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 奨学金 <u>修学奨学金、入学準備金及び留学奨学金をいう。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貸付けを受ける者が独立して生計を営む場合はその者が、<u>貸付けを受ける者が独立して生計を営まない場合はその者を</u>所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する<u>同一生計配偶者</u>とする者、同項第三十四号に規定する<u>扶養親族とする者</u>その他これらに準じる者として知事が定めるものが、<u>県内に住所を有すること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、<u>高等学校等に在学する者</u>のうち、<u>経済的理由により修学</u>に困難がある者に対し<u>修学上必要な学資金の一部</u>（以下「<u>修学奨学金</u>」<u>という。</u>）を、<u>留学を行う者</u>に対し<u>留学に必要な経費の一部</u>（以下「<u>留学奨学金</u>」<u>という。</u>）を貸し付けることにより、<u>勉学意欲のある者の教育を受ける機会</u>の拡充を図り、<u>もって有為な人材を育成すること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 奨学金 <u>修学奨学金及び留学奨学金をいう。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貸付けを受ける者が独立して生計を営む場合はその者が、<u>貸付けを受ける者が独立して生計を営まない場合はその者を</u>所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する<u>控除対象配偶者</u>とする者、同項第三十四号に規定する<u>扶養親族とする者</u>その他これらに準じる者として知事が定めるものが、<u>県内に住所を有すること。</u></p>

三一五 (略)

- 2| 入学準備金の貸付けを受けることができる者は、前項第二号から第五号までに掲げる要件を満たし、かつ、高等学校等に入学(中等教育学校の後期課程への進級を含む。以下同じ。)しようとしているものでなければならぬ。
- 3| 留学奨学金の貸付けを受けることができる者は、第一項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものでなければならぬ。

第四条 (略)

(入学準備金の貸付額等)

第四条の二 入学準備金の貸付額は、五万円、十万円又は十五万円のうち奨学生が希望する額とする。

2| 入学準備金は、一括して貸し付ける。

3| 前条第三項の規定は、入学準備金について準用する。

(留学奨学金の貸付額等)

第四条の三 (略)

2| 第四条第三項及び前条第二項の規定は、留学奨学金について準用する。

(奨学金の申請及び推薦)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書を受領した学校の長は、当該申請者が第三条第一項各号、第二項又は第三項に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を当該申請書に添えて知事に送付するものとする。

(奨学生の決定)

第七条 知事は、第五条の規定により提出された申請書を第三条第一項各号、第二項又は第三項に掲げる要件に照らして審査の上、予算の範囲内で、奨学金を貸し付けることが適当と認められる者を奨学生として決定する。

2 (略)

(奨学金の打ち切り及び休止)

第八条 (略)

一 修学奨学金に係る奨学生にあつては第三条第一項各号のいずれかの要件に、入学準備金に係る奨学生にあつては同条第二項の要件に、留学奨学金に係る奨学生にあつては同条第三項の要件に該当しなくなった場合

三一五 (略)

- 2| 留学奨学金の貸付けを受けることができる者は、前項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものでなければならぬ。

第四条 (略)

(留学奨学金の貸付額等)

第四条の二 (略)

2| 留学奨学金は、一括して貸し付ける。

3| 前条第三項の規定は、留学奨学金について準用する。

(奨学金の申請及び推薦)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書を受領した学校の長は、当該申請者が第三条第一項各号又は第二項に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を当該申請書に添えて知事に送付するものとする。

(奨学生の決定)

第七条 知事は、第五条の規定により提出された申請書を第三条第一項各号又は第二項に掲げる要件に照らして審査の上、予算の範囲内で、奨学金を貸し付けることが適当と認められる者を奨学生として決定する。

2 (略)

(奨学金の打ち切り及び休止)

第八条 (略)

一 修学奨学金に係る奨学生にあつては第三条第一項各号のいずれかの要件に、留学奨学金に係る奨学生にあつては同条第二項の要件に該当しなくなった場合

二一五 (略)

2| 知事は、入学準備金に係る奨学生が修学奨学金の貸付けを受けた場合において、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了し、又は前項の規定により当該修学奨学金の貸付けが打ち切られたときは、当該入学準備金の貸付けを打ち切るものとする。

3| 入学準備金に係る奨学生が高等学校等に入学した場合の第一項第一号の適用については、同号中「同条第二項」とあるのは「同条第一項各号のいずれか」と読み替えるものとする。

4| (略)

(償還方法)

第九条 修学奨学金に係る借受者は、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月又は前条第一項の規定により当該修学奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、当該修学奨学金を償還しなければならない。

2| 入学準備金に係る借受者は、高等学校等を卒業する月の翌月又は前条第一項（同条第三項の規定により同条第一項第一号を読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の規定により当該入学準備金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月のいずれか早い月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、当該入学準備金を償還しなければならない。

3| 前項の規定は、留学奨学金に係る借受者について準用する。

4| 前三項の規定にかかわらず、借受者は、奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

5| 前各項の規定にかかわらず、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

一 (略)

二 第一項から第三項までの規定による奨学金の償還を怠ったとき。

二一五 (略)

2| (略)

(償還方法)

第九条 修学奨学金に係る借受者は、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月又は前条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、奨学金を償還しなければならない。

2| 留学奨学金に係る借受者は、高等学校等を卒業する月の翌月又は前条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月のいずれか早い月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、奨学金を償還しなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、借受者は、奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

4| 前三項の規定にかかわらず、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

一 (略)

二 第一項及び第二項の規定による奨学金の償還を怠ったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例の規定により貸し付ける入学準備金については、令和二年度以降に高等学校等に入学（中等教育学校の後期課程への進級を含む。）しようとしている者から貸し付ける。

(提案理由)

経済的理由により修学に困難がある高等学校等に入学しようとしている者に対して、入学に必要な経費の一部を負し付ける奨学金を新設するため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の要旨

経済的理由により修学に困難がある高等学校等に入学しようとしている者に対して、入学に必要な経費の一部を貸し付ける奨学金を新設するため、必要な改正を行う。

二 施行期日

公布の日

三 根拠法令

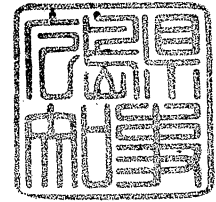
地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

令和元年8月29日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)



議案に対する意見聴取について

令和元年9月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 令和元年度教育委員会関係補正予算

令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金収入	262,629	108,168	370,797
歳入合計	262,629	108,168	370,797

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国支出金	県債	県		
1 高等学校等奨学金	262,629	108,168	370,797	0	0	349	107,819	
歳出合計	262,629	108,168	370,797	0	0	349	107,819	

2 歳 入							明
第 1 款 高等学校等奨学金収入							
第 1 項 繰越金							
目	補正前の額	補正額	計	区	節分	金額	説
1 繰越金	2,623	107,819	110,442	前年度繰越金		107,819	
計	2,623	107,819	110,442				
第 2 項 諸収入							
2 雑入	2,759	349	3,108	雑入		349	
計	260,006	349	260,355				

(単位：千円)

3 歳 出
 第 1 款 高等学校等奨学金
 第 1 項 高等学校等奨学金
 (単位：千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金 額	
					国 支 出 金	県 債			
1 高等学校等 奨学金	262,629	108,168	370,797	0	0	諸収入 349	繰越金 107,819	1 報酬 1,787 4 共済費 714 9 旅費 528 13 委託料 139 21 貸付金 105,000	1. 貸付金 105,000 2. 事務費 3,168
計	262,629	108,168	370,797	0	0	349	107,819		